

# 検診・健康診査実施要綱

## 1 目的

この要綱は市民の疾病の予防及び健康の保持及び介護予防に寄与することを目的として、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく検診・健康診査事業を適切に実施するために必要な事項を定める。

## 2 実施主体

この事業は神戸市健康局、神戸市福祉局が行う。

## 3 事業内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

ア 歯周病検診

イ 肝炎ウイルス検診

ウ 健康診査（神戸市健康診査、後期高齢者健康診査を含む。）

エ 40歳総合健診（ア及びがん検診〈胃内視鏡検査を除く〉）

オ がん検診（胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、口腔がん検診）

カ アからオの検診・健康診査の結果に基づく指導

## 4 対象者

(1) この要綱に定める各事業の対象者は下記に該当する市民とする。

ア 歯周病検診は、当該年度に40歳を迎える者及び当該年度の4月1日現在で50歳、60歳となっている者

イ 肝炎ウイルス検診は、これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない40歳以上の者

ウ 健康診査及び保健指導の対象者は、当該年度40歳未満の者で別途実施要領に定める条件に該当する者、高齢者の医療の確保に関する法律第7条第4項の加入者又は同法第50条の被保険者に含まれない40歳以上74歳以下の市民及び75歳以上の者とする。

エ がん検診については、子宮頸がん検診は当該年度に20歳以上の偶数歳の誕生日を迎える女性、乳がん検診は当該年度に40歳以上の偶数歳の誕生日を迎える女性、胃がん検診は胃部エックス線検査については当該年度40歳以上の者、胃内視鏡検査については当該年度に50歳以上の偶数歳の誕生日を迎える者、肺がん・大腸がん・口腔がん検診は当該年度40歳以上の者とする。

(2) 医療保険各法その他の法令に基づき、当該健康増進事業に該当する保健事業のサービスを受けた場合、又は受けることができる場合は、本市における健康増進サービスの対象者から除く。

## 5 実施回数

この事業は、同一の受診者について1年に1回行う。ただし、子宮頸がん検診及び乳がん検診、胃がん検診（胃内視鏡検査）は、同一の受診者について2年に1回行う。

## 6 実施方法

この事業の実施の細目については、各検診・健康診査について別に実施要領を定める。

## 7 費用の徴収

(1) この事業による検診・健康診査を受ける者又はその者の扶養義務者は、各検診・健康診査を受診する際に、各検診・健康診査ごとに定められた下記の費用を負担することとする。

(2) 負担する金額は次のとおりとする。

ア 歯周病検診	無料
イ 肝炎ウイルス検診	無料
ウ 健康診査及び保健指導	1,000円
エ がん検診	

胃がん検診（胃部エックス線検査）	600 円
胃がん検診（胃内視鏡検査）	2,000 円
子宮頸がん検診	1,700 円
肺がん検診	1,000 円
乳がん検診（40 歳代）	2,000 円
乳がん検診（50 歳以上）	1,500 円
大腸がん検診	500 円
口腔がん検診	500 円

(3) 健康診査については次の者は自己負担金を徴収しないこととする。この場合において、これらの者は、保健所及び神戸市保健センター条例施行規則（平成 10 年規則第 92 号）第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、減額又は免除の申請を要しない。

- ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による特定中国残留邦人等支援給付受給者
- イ 後期高齢者健康診査の対象者
- ウ その他神戸市健康診査実施要領で定める者

(4) がん検診については次の者は、自己負担金を徴収しないこととする。この場合において、これらの者は、保健所及び神戸市保健センター条例施行規則第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、減額又は免除の申請を要しない。ただし、受診時に免除事由に該当することを証するために市が指定する書類を提示するものとする。

- ア 当該年度 70 歳以上の者
- イ 生活保護法による被保護世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による特定中国残留邦人等支援給付受給者
- ウ 市民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯に属する者
- エ 40 歳総合健診受診券の交付対象者
- オ 神戸市国民健康保険又は全国健康保険協会兵庫支部が実施する特定健診と同日にがん検診を受診する者（ただし肺がん検診にかかる費用に限る。）
- カ 21 歳子宮頸がん検診無料クーポンの交付対象者

## 8 広 報

健康診査事業を実施するため、必要な広報及び受診勧奨を積極的に行う。

## 9 他の保健事業との連携

この事業の実施にあたっては、他の保健事業との連携を図り、その効果を高めるものとする。

## 10 その他

この要綱に定めのない事項については健康局長、福祉局長が定める。

### 附 則

1 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

2 「神戸市健康診査事業実施要綱」及びこの要綱に基づく要領は廃止する。

附 則 この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 29 年 12 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 29 年 12 月 25 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 30 年 6 月 1 日から実施する。

但し、平成 30 年 5 月 31 日以前に 6 月 1 日以降の健診を申し込んだ上記 7 (3) ウに該当する者は、改正後の制度を準用することができる。

附 則 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。